



News Letter

Vol.12

喜びと笑顔に出会うために

2020年(令和2年)1月1日 発行

新年明けましておめでとうございます

阪神・淡路大震災から25年が経ちました。昨年末、25回目のルミナリエ点灯式に出席させていただく機会を得ましたが、ヘリコプターの音が聞こえる中で、「しあわせ運べるように」の合唱を聴くと、あの震災の記憶がはっきりとよみがえり、涙がこみあげてまいりました。あの震災のあとも東日本大震災はじめ多くの震災や、台風や大雨による被害が毎年のように次々と発生し、犠牲者の数が報道されるたびに、私たちの生活は、この災害列島のうえにあるのだと否が応でも感じさせられる昨今です。

そして、この災害列島の上では、超高齢社会が進んでいます。全人口における65歳以上の人口の割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といいますが、日本は、すでに1970年で高齢化社会になり、1994年に高齢社会、そして2007年に超高齢社会となっているのです。しかも、この高齢者率の割合は今後も高くなり、2036年で33.3%、2065年には38.4%に達するとされています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年7月推計）」）。

経済社会という観点から言えば、超高齢社会は、経済発展を難しくする社会ということになりましょう。しかし、私たちは、この時代のこの社会に生きており、このことを避けては通れません。今こそ私たちのひとりひとりに個人の尊厳を取り戻す信念が求められていると考えます。

近時、法律家の間でも、高齢社会というくくりで、住居、生活資金、財産管理、事件事故、介護そして意思能力や意思決定などを研究しなければならないという機運が出てまいりました。

今回のニュースレターでは、高齢社会という観点で特集を組んでみました。法の世界で、高齢社会をどうとらえていけばよいのか、具体的なご依頼案件において模索を続けながら研究してまいりたいと考えております。どうか、本年も当事務所をご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。

2020年（令和2年）1月

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛司



1 人口減、労働力不足時代

超高齢社会の中心問題は、「少子」がセットされた生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）の減少です。2015年国勢調査で生産年齢人口は、総人口1億2520万人のうち7592万人でしたが、少子化の進展により、2025年には7085万人、2060年には4418万人（総人口8674万人）まで減少すると推計されています。人口が減少しながら高齢者が増加し、生産年齢人口が減少するという事態は、高齢者雇用増、女性労働力の積極的活用、外国人雇用増などの労働力増加政策、そして、AIやロボットなどの積極的導入のみで解決できる問題ではないことは誰の目からも明らかです。

2 過剰サービス時代の終焉

これまで日本人は、戦後の高度成長期のなかで不足するモノが満たされる時代を経験し、その後の失われた30年といわれる低成長時代においても、過剰なサービス経済社会で過ごしてきました。あれもこれもとモノがあふれ、サービスが充実し、しかもここ20年はデフレ時代の低価格で供給されるという恩恵を受けてきたのです。

しかし、すでに始まったこの労働力不足時代は、すべてにおいて労務によるサービスが不足し、お金を出してもサービスが買えない時代に突入したということを物語っています。

2009年当時、武田鉄矢主演の「降りてゆく生き方」（監督：倉貫健二郎、製作総指揮：森田貴英弁護士）という自主映画を観ました。この映画は、経済成長の行き過ぎを警告した映画で、人間の生活にとって何が大切かを気付かせてくれるものでした。

団塊の世代が70歳以上となるこの時代、モノやサービスがあふれていた時代を創り、それを知っている「高齢者」自身が、まず、モノやサービスが不足しはじめる時代に直面することになるわけです。私たち、高度経済成長期に生まれた世代も子ども時代に高度経済成長を経験し、自分の生活が日々便利になり続けた時代を生き抜いた世代ですが、そろそろ自らが「生産年齢人口」時代を卒業した後の幸せな「降り方」を考えなければならない時代、「降りてゆく時代」に入ったわけです。そして、その対象は、団塊の世代や、高度経済成長を味わった世代に

とどまりません。これらの世代から教育を受け、あるいは経済優先社会のなかでサービスを受ける主体として「消費者」に仕立てられたすべての世代の人間に問いかけている課題なのです。

3 契約社会と権利と義務の関係

日本のモノやサービスは、ほんとうに過剰だと思います。洗濯機でも電子レンジでもスマホでも、すでに使えないくらいの機能が付加されていますし、レストランに行っても、ホテルに泊まっても、ここまで準備しますか？というくらい高度なおもてなしと高品質が供給されています。

しかし、そのサービスは、誰かの無理のうえに成り立っていることが容易に理解できます。誰かが休みを返上するからこそ、そのサービスができていたり、時間外手当を価格に転嫁できないままに無料になっていたりしていることがあるのです。

本来、付加価値を生み出すには、サービス提供者自身の価値と能力が前提にあります。契約社会では、そのひとつずつのサービスや品質に相当の対価が求められる関係があります。自分が欲するモノやサービスには必ず対価が伴うのです。

そして、誰かが権利を持つということは、誰かがその義務を負っています。つまり、自分の権利を大きく主張すると、常に誰かの権利が大きく棄損される関係にあるわけです。

しかし、「降りてゆく時代」には、自らがサービスを受ける主体であることを強調しても、無理は通しません。いくら保護されるべき権利者だと訴えても、その保護は満たされません。降りてゆく時代には、義務を負担する救援者が不足しているからです。

4 ちょっとずつ辛抱することで主体性を回帰する

この時代での要諦は、ひとりひとりがちょっとずつ辛抱することだと思います。権利行使者と義務負担者は、いずれも自立した主体的な人間です。それぞれに個人の尊厳が保障されなければなりません。契約もなく、対価もないなかで、どちらかが一方的に権利行使することは許されるものではありません。

そういう意味で、これまで過剰なほどに満足を覚えていたすべての日本人は、それぞれの適正な権利

を知り、対価を知り、自分が欲するところから従うのではなく、自分の権利として適切な行使となっているのかを考えることが重要です。権利行使を過剰なまでに求めることを当然としてきたすべての世代が、少しずつみんなが権利行使を辛抱するという、「降りてゆく時代」の新しい生き方を採用するほかないのです。

権利行使において「足るを知り」ますと、相手の立場が理解できます。そこに隙間が生まれます。バツファが生まれます。これまではこのような隙間はないように思ってきました。誰かがその隙間を意識的に埋めてくれたからです。しかし、「降りてゆく時代」にはこれを埋める人がいません。十分に埋めてくれていると感じるとしたら、それは相当高額な対価を支払っているか、高額な対価を支払っていないとすれば、知らない間に、自分から見えない対価が吸い上げられているかのどちらかだと思います。相当な対価も支払わずに、本来ありえないところまでサービスが行き届いているのは、自分が見えない対価を支払わされているのです。満足しているつもりが、実は、満足させられている消費者に墮しているのです。最も重要な個人の尊厳を対価に差し出しているのです。

だから、「降りてゆく時代」には、自らが、この隙間を意識的に作ることで、自分の個人の尊厳が守られるように思うのです。ひとりひとりが辛抱すれば、相手の主体性に気づき、相手との間に隙間が生まれます。それが自分の主体性を守ることにつながります。これがほんとうの幸せだと思います。

この隙間を生じさせるちょっとした辛抱が、その人を保護客体から法主体に転化してくれます。この主体性への回帰こそが個人にとって幸せな感覚なのだ気づかせてくれるはずで

5 超高齢社会の問題解決

超高齢社会は、肉体能力、意思判断能力ともに低下するという動物としてどうしようもない現象を伴います。そのためどうしても高齢者には「保護」という視点がクローズアップされてまいります。しかし、「降りてゆく時代」において、自らの欲望を100%満足させるのではなく、ちょっと辛抱してみることで、「個人の尊厳への主体性回帰」が生ま

れるように思うのです。居住、介護、生活資金、財産管理などの超高齢社会の法律問題解決に指針が与えられると思っています。

『指定管理者制度 問題解決ハンドブック』 を出版いたしました。

編著者：宮脇淳
著者：井口寛司／若生幸也
東洋経済新報社
2019年10月31日発行



このたび、『指定管理者制度 問題解決ハンドブック』を出版いたしました。私は、「第3章—指定管理者制度の法的検討」及び「第4章—指定管理者選定審査とプロセスの課題」を担当しております。

指定管理者制度は、地方自治体が行政財産を住民に使用許可するにあたって、指定管理者に使用許可権限を授与する業務委託契約であるとして認識されています。そして、従前の議論は、公の施設である限り使用許可権限を授与するという建前を維持することで、住民の施設の利用関係の実態を直視せずにきました。

しかし、指定管理者と利用者の関係をみると、利用者が指定管理者との間で使用許可を受けて当該公の施設を利用しているというよりも、私法上の利用契約を締結して当該公の施設を利用していると考えるほうが合理的な理解が可能です。にもかかわらず、この使用許可権限に関するドグマ的な理解が、指定管理者制度の理解を困難にし、民間事業者と地方自治体の関係を縦にしたまま民間事業者のノウハウや技術を活用するというジレンマを生じさせてきたのです。

本書では、指定管理者制度のあいまいな部分にあえて踏み込み、指定管理者と住民との関係の実態は私法上の利用契約関係であるとしたうえで、使用許可という地方自治法上の建付けは維持しつつも、自治体と民間事業者との関係を対等にとらえなおすことにより、民間のノウハウや技術を遺憾なく発揮すべきだということを提言しているものです。

本年3月17日には、「政策コンテンツ交流フォーラムKOB E」の拡大版として、本書を元にした勉強会を開催いたします。ホームページに開催概要など掲載しておりますので、ぜひご覧ください。(井口 寛司)

政策コンテンツ交流フォーラムKOB Eの
ホームページはこちらです。
⇒ <https://seisaku-kobe.jp/>

